



市報

むらかみ

MURAKAMI

No. 76

2014年

7



元気 “**いー** まち” 村上市

～ひとが輝き集う優しさのまちをめざして～

主な内容

- 熱中症を防いで快適な夏を…………… 2～3 ページ
- 住民票の写しなどを第三者に交付したことを本人に通知します…………… 4 ページ
- 国民健康保険からのお知らせ…………… 6～7 ページ
- 後期高齢者医療保険からのお知らせ…………… 8～9 ページ
- お知らせ版

わーい！きもちいいなあ

6月8日(日)、あらかわ地区まちづくり協議会(事業部会)が「あらかわ冒険遊び場」を開催。子どもたちは段ボールを使った坂滑りや泥んこ遊び、弓矢やパン作りにも挑戦しました。

場所：あらかわ総合運動公園

熱中症を防いで快適な夏を！



今年も暑い夏がやってきます。

猛暑だった昨年、熱中症で救急搬送された人は、全国で5万8729人（6～9月）と過去最多でした。市内でも38人が搬送されました。熱中症は、誰にでも起こり得るものですが、正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。

熱中症を防いで、村上の夏を楽しく、快適に過ごしましょう。

●問い合わせ 消防本部警防課救急企画係
☎53-7223(直通)

まずは、熱中症の仕組みから理解しましょう。

熱中症とは

熱中症とは、高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、めまい、大量発汗、吐き気、けん怠感、意識障害などが起こる症状をいいます。

症状は三段階に分類される

熱中症は「どのくらい症状が重たいか」という重症度により次の3つに分類されます。

■軽症：めまい、立ちくらみ、筋肉のこむらがり、汗が止まらない

■中等症：頭痛、吐き気、体がだるい、虚脱感

消防本部
救急救命士 大田

熱中症は防げます

■重症：意識がない、全身のけいれん、高体温（体温40度以上）、歩行不能、呼びかけに対して返事がない。

熱中症は、正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。

■水分・塩分補給

こまめに水分、塩分の補給をしましょう。高齢者や幼児は、のどの渇きを感じなくても水分補給をするように努めましょう。

■体調に合わせた取り組み

通気性の良い服装で過ごし、暑いと感じたら、保冷剤や氷、冷たいタオルなどで体を冷却しましょう。

■室内環境の改善

熱中症は、室内でも発症します。扇風機やエアコン、カーテン、すだれを使用して適度な温湿度を保ちましょう。

■外出時の注意事項

日傘や帽子を着用して、飲み物を持ち歩きましょう。また、こまめな休息を涼しい日陰でとりましょう。

熱中症の対処法

■初期症状を確認

- ・めまい、立ちくらみ
- ・筋肉のこむらがり
- ・汗が止まらない

放っておくと…

■症状が悪化

- ・頭ががんがんする（頭痛）
- ・吐き気がする、吐く
- ・からだがだるい（倦怠感）
- ・虚脱感がある



■応急措置

- ・涼しい場所に避難する
- ・衣服をゆるめる
- ・体を冷やす
- ・水分、塩分を補給する
- ・足を高くして休む



意識がない、自分で水分を摂れなければ、救急車を要請する。



熱中症かもしれないと思ったら、すぐに涼しい場所に移動して、水分、塩分をとりましょう。



私の夏の過ごし方



よしこ
佐藤良子さん
(羽黒町)

**室内熱中症
対策にも効果的
グリーン
カーテンで
室内を涼しく！**

私の家では、30年以上前から「フウセンカズラ※」でのグリーンカーテンを利用しています。

台所が通りに面していたことから、その目隠しも兼ねて行ったところ、日影になり、とてもさわやかな風が吹き抜け、部屋の中も涼しくなりました。

また、グリーンの実もかわいらしい風船形をしていて、見た目でも癒やされています。夕方には、打ち水をすると効果的で、清涼感が増してきます。

皆さんもグリーンカーテンで快適な夏を過ごしてみませんか。

※フウセンカズラ

ツル性の植物。果実は、緑色で風船状に大きく膨らむ。夕ネは、黒色にハートのマーク(写真)



なんとびっくり！ 村上市では

搬送者の6割が高齢者

	新潟県	村上市
全搬送者数	1,002人	38人
65歳以上の人	494人	23人
65歳以上の人 の占める割合	49.3%	60.5%

[平成25年5月27日～10月6日の熱中症救急搬送状況]



消防本部
救急救命士 平山

上の表のように、熱中症による救急搬送のうち6割以上が高齢者です。みんなで周囲の高齢者に気を配り、熱中症予防を呼びかけ合うことが大事です。

住民票の写しなどを第三者に交付したことを本人に通知します

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を第三者に交付したときは、事前に登録された人に対して交付した事実を通知する「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を8月1日から開始します。

全国的に、偽造請求書を使用して、住民票の写しや戸籍謄抄本などを不正に取得する事件が発生しており、本制度によりこのような不正取得の抑止や、個人の権利侵害を防止する効果が期待されます。（登録者に交付の可否を確認したり、第三者に交付ができないようにする制度ではありません。）

利用には事前登録が必要です

●対象者

- ・村上市の住民基本台帳に記録されている人または記録されていた人
- ・村上市の戸籍に記載されている人または記載されていた人

●対象となる証明書

- ・住民票の写し（消除された住民票を含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の附票の写し（除かれた戸籍附票を含む）
- ・戸籍謄本、抄本（除かれた戸籍を含む）
- ・戸籍（除籍）記載事項証明書

●通知する内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別および通数
- ・交付請求者の種別（代理人、代理人以外の第三者）

●登録申し込みに必要なもの

- ①本人通知制度事前登録申込書
 - ②本人確認ができるもの（運転免許証、旅券、顔写真付き住基カードなど）
- ※代理人による申請の場合、①+②（代理人のもの）+委任状が必要です

●登録受付窓口

市民課または各支所地域振興課市民生活室

●受け付け開始日

8月1日(金)

●登録期間

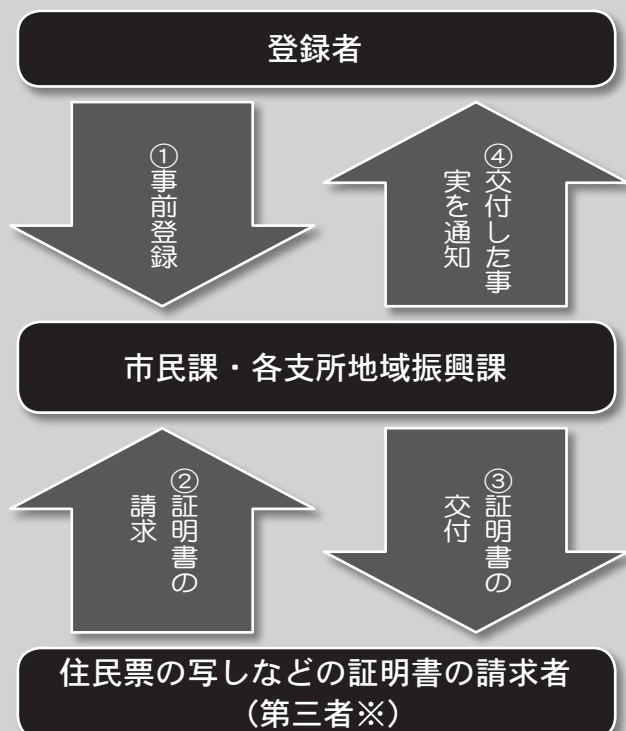
5年間

※期間満了3か月前から継続の申し込みができます

●その他

- ・登録申込書は、7月15日(火)から登録受付窓口に設置します。また市のホームページからもダウンロードできます。
- ・市外に住んでいる人や病気などのやむを得ない事情のある人は、郵送での申し込みもできます。

本人通知制度の流れ



※第三者とは、本人の代理人や弁護士、司法書士などで、第三者からの証明書の請求と交付は、法令に基づいて行われています

受け付けは、**8月1日(金)からです。**

●問い合わせ

市民課市民年金室
☎ 53・2111
(内線282)



市民年金室 米森

子ども・子育て 支援新制度

パブリックコメント

についてご意見をお聞かせください

■内 容

平成27年4月から施行される予定の「子ども・子育て支援新制度」に関する運営や施設などの基準について、条例で規定する必要があります。このため、同制度の施行にあたって必要な施設や事業を認可する際の基準(案)について市民の皆さんからご意見をお聞きするものです。

■意見を提出できる人 市内在住の人、市内に勤務・通学している人、市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他団体

■募集期間 **7月1日(火)～7月22日(火)**

■案および資料の閲覧・意見書の入手方法

福祉課、各支所地域振興課地域福祉室の窓口のほか、市ホームページ(「パブリックコメント」で検索)でも閲覧・ダウンロードできます。

■意見の提出方法 意見書(所定の様式)に住所、氏名、電話番号、意見を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。

①持参 福祉課子育て支援室または各支所地域振興課地域福祉室

②郵送 〒958-8501 村上市三之町1番1号 村上市福祉課 子育て支援室 あて

③ファクシミリ 53-3840

④電子メール hoiku@city.murakami.lg.jp

■その他 お寄せいただいた個人情報は、他の目的には使用いたしません。また、個別回答は行いません。

●問い合わせ 福祉課子育て支援室 ☎53-2111(内線241)



「空き家」の活用を考えてみませんか

空き家バンク登録物件募集中です

空き家を生かし、市外からの移住者やUターンなどによる転入者のための住まい紹介としてはじまった「空き家バンク」も少しずつ認知され、成約件数も9件となりました。



企画政策室 中村



昨年のふるさと回帰フェアの様子

今年9月には、東京で開催される全国的な移住者向けのイベント「ふるさと回帰フェア」に参加し、首都圏の人に「むらかみ暮らし」を大きくセールスするための準備を進めています。

現在、ご案内できる空き家物件が不足しています。「まだ使えるけど、ウチの空き家をどうしようか」と思案されている人は、どうかお気軽にお電話ください。

なお、空き家の登録は、売却することが条件となります。

●問い合わせ 政策推進課企画政策室

☎53-2111(内線533)

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険証が8月から新しくなります

●問い合わせ 保健医療課国保室
☎53-2111(内線252~254)

新保険証を世帯主に送付します

8月1日(金)から使用する新しい保険証(空色)を、7月下旬ごろに国保加入者分を世帯主あてに特定記録郵便で送付します。

注目

今回から保険証と高齢受給者証が1枚になります

誕生日の翌月現在で満70~74歳の国保加入者には、これまでは保険証と高齢受給者証の2枚を交付してありましたが、今回からこれを1枚に兼ねた新しい保険証兼高齢受給者証(空色)を世帯主あてに特定記録郵便で送付します。

8月1日から病院などで受診される際は、新しい保険証兼高齢受給者証を提示してください。

今年度の住民税課税所得により、一部負担金割合が変更になる場合がありますので、下記の表を参考に新しい保険証兼高齢受給者証に記載されている負担割合を確認してください。

70歳以上75歳未満の人の一部負担金の割合

区 分	一部負担金の割合
①昭和19年4月1日以前に生まれた人	1割
②昭和19年4月2日以降に生まれた人	2割
①、②にかかわらず、現役並み所得者(※1)	3割

※1 現役並み所得者とは、同一世帯の中に住民税課税所得が145万円以上ある70歳以上75歳未満の人をいいます
ただし、該当する人の収入合計が複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は、申請により1割または2割負担になります

保険証の個人送付を希望するときは・・・

保険証などを個人あてに送付して欲しい場合や住民登録地以外の居住地に送付を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参の上、保健医療課国保室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口で手続きをしてください。(既に送付先変更届を提出されている人は手続きの必要はありません。)

ご注意ください

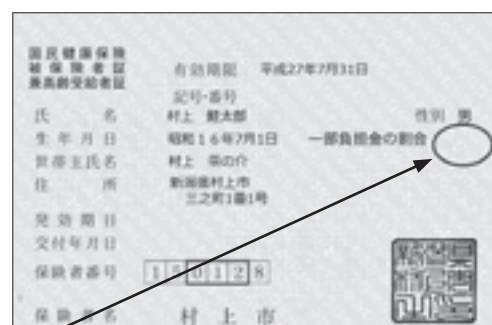
工作中的事故や交通事故、酒酔い、けんか、犯罪、自殺などによる医療費は、保険証を使用して治療を受けることはできません。

このような場合は、保険証を使用する前に国保室にお問い合わせください。ご連絡なく使用すると、医療費をお返しいただく場合があります。

新保険証 【空色】



新保険証兼高齢受給者証 【空色】



保険証を直接窓口での受け取りを希望する人は、7月11日(金)までに担当までご連絡ください。



国保室 松田

国民健康保険税の確定通知書を 7月中旬に世帯主に送付します

●問い合わせ

税務課保険税係

☎53-2111 (内線223、224)

または各支所地域振興課市民生活室

■正式な保険税額をお知らせします

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算します。すでに4月以降の年金から仮の保険税を納めている世帯には、平成25年中の所得が確定しましたので、再計算をして、平成26年度の正式な保険税額をお知らせします。

なお、年度の途中で75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入する人がいる世帯の保険税額は、75歳の誕生日を迎える月の前月分まであらかじめ計算し、年間の納期数で割り振りした金額をお知らせします。

また、40歳から64歳までの人には、第2号被保険者介護保険料分を納めていただきますが、年度の途中で40歳になる人は、誕生日を迎える月(1日が誕生日の場合はその前の月)の分から納めていただきます。

○保険税の税率および賦課限度額

	所得割率	被保険者 均等割額	世帯別 平等割額	賦課 限度額
医療分	7.5%	26,000円	12,400円	51万円
後期 高齢者 支援金分	2.5%	9,900円		16万円 ※①
介護分	2.2%	13,000円		14万円 ※②

●賦課限度額が改正されました。

※①14万円→16万円

※②12万円→14万円

■納付方法

保険税の納め方には、年金から天引きされる「特別徴収」と、納付書や口座振替による「普通徴収」があります。(納付方法は通知書に記載)

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。普通徴収の場合で直接納付する世帯は、通知書に添付されている納付書により窓口で納めてください。

口座振替を申し込んでいる世帯は、納期限に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。(金融機関名、口座番号などは通知書に記載)

■納付方法を変更できます

特別徴収の場合は、「国民健康保険税納付方法変更申出書」を提出すると、普通徴収(口座振替)に変更できます。振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所で手続きしてください。(金融機関ではできません)

納付書から口座振替へ変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

保険税額の軽減

確定申告や市・県民税の申告をした人で、所得が一定以下の世帯の保険税額は、被保険者均等割額と世帯別平等割額を世帯の所得に応じて7割、5割、2割を減額して計算しています。

(手続きは不要です)



納付相談を受け付けています

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納期限までに納めることができない場合など、納付に関する相談を受け付けています。担当の職員が、現在の状況を確認し、それぞれの事情に合った納付計画と一緒に考えていきますので、お困りの際はご相談ください。

後期高齢者医療保険からのお知らせ

後期高齢者医療の保険証が8月から新しくなります

●問い合わせ 保健医療課国保室
☎53-2111(内線252~254)

新保険証を送付します

現在お使いの保険証は、7月31日(木)で有効期限が切れますので、8月1日(金)からは新しい保険証をお使いください。(手続きの必要はありません)

新しい保険証は7月17日(木)ころに特定記録郵便で郵送します。

8月になっても保険証が届かない場合は、担当までご連絡ください。

また、保険証を住民登録地以外の居住地に郵送を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。身分の確認できる書類(運転免許証など)と印鑑をご持参の上、保健医療課国保室または各支所地域振興課地域福祉室の窓口においでください。



国保室 相馬

お願いがあります

「ジェネリック医薬品希望カード」「臓器提供意思表示欄記載内容保護シール」「カバー」は同封されません。希望する場合は担当までご連絡ください。

医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて医療費の自己負担割合を判定します。

新しい保険証の「一部負担金の割合」の欄に記載されている割合は8月1日から1年間適用となる自己負担の割合です。

■医療費の自己負担割合■

●1割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいない人

●3割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる人

※住民税課税所得が145万円以上の所得者がいる場合でも、下記に該当する人は申請により1割負担となります。該当すると思われる人に通知書を送付しています

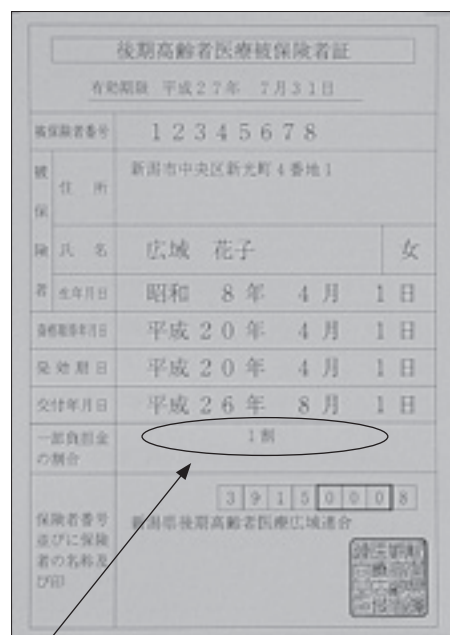
[同一世帯に加入者が1人の場合]

その人の収入合計金額が383万円未満または、その人の収入と同一世帯の70~74歳の人全員の収入の合計金額が520万円未満

[同一世帯に加入者が複数いる場合]

加入者全員の収入の合計金額が520万円未満

表 面 【ページュ色】



医療費の自己負担割合

新しい保険証の記載内容に誤りがないか、ご確認ください。



国保室 渡邊

限度額適用・標準負担額

減額認定証の更新

限度額適用・標準負担額減額認定証は、住民税非課税世帯の人を対象に、窓口での自己負担額や入院時の食事代の軽減を受けることができる認定証です。

現在、認定証を受けていて、8月以降も対象となる人には、8月1日(金)から使用できる認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は、交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。

後期高齢者医療保険料の決定通知書を 7月中旬に一人ひとりに送付します

●問い合わせ

税務課保険税係

☎53-2111 (内線223、224)

または各支所地域振興課市民生活室

■年間保険料の計算

年間保険料は、均等割額と所得割額の合計です。平成26年度は、保険料率見直しの年でしたが、新潟県内では、保険料率が据え置きとなっています。なお、賦課限度額は、55万円から57万円に改定となりました。

◆均等割額とは

保険料のうち、加入者全員が均等に負担する分です。新潟県内の均等割額は、35,300円です。

◆所得割額とは

保険料のうち、加入者の所得に応じて負担する分です。平成25年中の総所得金額等から、基礎控除額(33万円)を控除した金額に、所得割率(新潟県内は7.15%)を掛けて算出します。

保険料の納付方法と納付時期

- ・4月以降の年金からすでに納めている人【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

確定した年間保険料額から、4月・6月・8月に納めた額を差し引いて、残った額を10月・12月・2月に分けて年金から納めます。

- ・7月から納付書、または口座振替で納める人【普通徴収】

4～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付なし	本徴収								

確定した年間保険料額を平成26年7月から平成27年3月までの9回に分けて納めます。
月々納める保険料額は、7月中旬に送付する通知書に記載されていますので、ご確認ください。



保険税係 貴船

平成25年中の所得状況に応じて、右のとおり保険料が軽減されます。

■軽減制度（手続き不要）

○均等割額の軽減

世帯の所得状況に応じて9割、8.5割、5割、2割の軽減が受けられます。

○所得割額の軽減

個人の所得状況に応じて、5割軽減が受けられます。

○加入前日まで会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった人への軽減

軽減後の平成26年度の年間保険料額は3,500円となります。(村上市国民健康保険、国民健康保険組合などの被扶養者は対象となりません)

■納付方法

保険料の納め方は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替による「普通徴収」があります。特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。普通徴収で直接納付する場合は、通知書に添付されている納付書により担当窓口で納めてください。

口座振替の場合は、納期限に振り替えますので、振替日までに残高を確認しておいてください。

■納付方法を変更できます

- ①特別徴収の場合は、「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出すると、普通徴収(口座振替)に変更できます。手続きは、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所でできます。(金融機関ではできません)
- ②納付書から口座振替へ変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。
※これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、改めて手続きをしてください
※7月分の保険料から口座振替を希望する人は、7月11日(金)までに手続きをしてください

平成26年度

介護保険料額の確定通知書を送付します

●問い合わせ 税務課保険係 ☎ 53・2111 (内線223、224)

または各支所地域振興課市民生活室

65歳以上の人を対象とした平成26年度介護保険料額の確定通知書を7月中旬に送付します。

4月分の年金から仮に算定した保険料を納めている人には、平成25年中の所得が確定したので、正式な介護保険料額をお知らせします。

■所得段階と保険料額

所得段階は、市民税の課税状況や所得状況に応じて6段階に分けられます。年間保険料額は、介護保険料の基準額と各所得段階の保険料率によって決まります。

■特別徴収額の平準化

市では、課税内容の確定前の8月分までの保険料額と確定後の翌年2月分までの保険料額との間に大きく差が出てしまう人を対象に平準化処理を行っています。これは、保険料額を年間通してできるだけ均等になるよう調整するもので、8月からの天引き額で調整をしています。

■納付方法

特別徴収の場合は、年金支給日に天引きされます。

普通徴収の場合で直接納付する人は、通知書に添付されている納付書により窓口で納めてください。口座振替を申し込んでいる人は、納期限に振り替えますので、残高を確認しておいてください。(金融機関名、口座番号などは通知書に記載されています)

なお、「特別徴収」か「普通徴収」のいずれの納め方になるかは、年金支給額などで決まります。

■口座振替をおすすめします

普通徴収の場合のみ、納付方法を口座振替に変更できます。変更を希望する場合は、振替口座の預金通帳、通帳の届け出印、保険証を持参して、税務課・各支所地域振興課市民生活室・各連絡所・市内金融機関で手続きをしてください。

平成26年度

介護保険負担限度額認定申請のお知らせ

●問い合わせ・申請先 介護高齢課介護保険室

☎ 53・2111 (内線362・363) または各支所地域振興課地域福祉室

介護保険サービスを利用されている市民税非課税世帯の人を対象に、施設などを利用する際の食費や居住費(滞在費)の負担が軽減される制度があります。

■軽減の対象となる費用

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設への入所サービスおよびショートステイサービスを利用した時の食費と居住費(滞在費)です。

デイサービスやその他のサービスを利用した時の食費は対象となりません。

■負担額を軽減するには

市に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。介護保険被保険者証と印鑑を持って市役所介護高齢課介護保険室または各支所地域振興課地域福祉室で手続きをしてください。

※世帯の市民税の課税状況や本人の年金収入額によって軽減内容が異なります

■認定証の更新申請について

認定証は、毎年更新が必要です。平成25年度に認定を受けていた人には、6月初めに更新申請のご案内をしています。まだ手続きがお済みでない場合は、早めに手続きをしてください。

現在は軽減の対象になっていない人でも、世帯の課税状況が変わることで新たに軽減の対象になる場合があります。該当すると思われる人は、お問い合わせください。



介護保険室
榎本

重度心身障害者医療費助成制度(県障)のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度(県障)は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費(標準負担額減額認定証を持つている人)、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■利用できる人

- ①身体障害者手帳1～3級の交付を受けている人
 - ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口で提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】

医療機関ごとで月ごと

外来 1回 530円

(月4回まで負担)

入院 1日1200円

訪問看護 1日 250円

※調剤薬局へ支払う額は無料です

■医療費の払い戻し(償還払い)

- ①治療用装具を購入したとき
 - ②入院時生活療養費(住民税非課税世帯の場合)を支払ったとき
 - ③県外の医療機関を受診したとき
- などは、申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

現在、受給者証をお持ちの人に、8月末までに新しい受給者証を送付します。



福祉政策室 堀内

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111 (内線247)

または各支所地域振興課地域福祉室

村上市心身障害者福祉金が支給されます

受給対象となる人

平成26年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ②市民税が非課税で、公的年金および手当(※)の支給を受けていない人
- ③1年以上市内に住所を有している人
- ④施設に入所していない人
- ⑤生活保護を受給していない人

※公的年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給、失業給付、労災給付など

手当とは、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など

福祉金の額(年額)

[身体障害者]	1級	50,000円	2級	40,000円	3級	30,000円
[知的障害者]	A判定	50,000円	B判定	30,000円		
[精神障害者]	1級	50,000円	2級	40,000円	3級	30,000円

申請に必要なもの

- ・心身障害者福祉金支給申請書(福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
- ・振込口座の通帳
- ・印鑑

●問い合わせ 福祉課福祉政策室 ☎53-2111(内線245) および各支所地域振興課地域福祉室

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」申請受け付けのご案内

給付金の支給対象となる可能性のある人がいる世帯主や、平成26年1月分児童手当受給者へ7月8日頃に申請書を郵送します。各給付金の申請締め切りは、10月9日(木)(郵送は必着)です。

早めの申請、郵送での申請にご協力ください。

受付期間

■期間

7月9日(水)から10月9日(木)まで

※土、日曜日・祝日を除く

■時間

午前8時30分から午後5時15分まで

受付場所

■本庁…2階市民ホールまたは福祉課

■荒川支所…1階予備室

■神林支所…1階第2会議室

■朝日支所…1階地域福祉室

■山北支所…地域福祉室

■岩船連絡所・上海府連絡所

臨時受付窓口開設

■7月12日(土)・13日(日)

■時間 午前8時30分から午後5時15分まで

※岩船、上海府連絡所では行いません

夜間延長窓口開設

■本庁

7月10日(木)・15日(火)・17日(木)・22日(火)・24日(木)

■支所

7月10日(木)・17日(木)・24日(木)

■時間 午後7時まで

公務員の人の申請

児童手当を受給している人は、職場から申請書と証明書の交付を受け、申請してください。

※平成26年1月1日に村上市に住民登録をしていない人は、住民登録していた市町村へ問い合わせください

●問い合わせ

給付金担当窓口(福祉課内)
☎53・3797(直通)



政府統計

市内の事業所、企業の皆さんへ

経済センサス-基礎調査・商業統計調査にご協力ください

7月1日を調査期日として、全国一斉に「平成26年経済センサス-基礎調査および商業統計調査」が行われています。6月下旬から調査員が、対象となる各事業所などに調査票を配布させていただいています。後日、調査員が調査票の回収に伺いますので、ご協力をお願いします。

じれくんとケイちゃん



●インターネットで回答ができます

今回の調査から、インターネットでも回答ができるようになりました。都合のよい時間に回答することができますのでぜひご利用ください。(インターネットでの回答は7月7日(月)が期限です)

なお、インターネットで回答した事業所には、調査票の回収には伺いません。

●調査の対象

全国全ての事業所および企業が対象の調査です。ただし、個人経営の農林漁業や家事サービス業など一部の事業所は除きます。

調査票の内容は、統計の目的以外に使用することとはなく、厳重に保護されます。



情報化推進室 伊藤

●問い合わせ 政策推進課情報化推進室 ☎53-2111(内線501)

第16回

かみはやし穀菜マラソン大会

参加者募集

と き 9月7日(日) 午前8時受け付け開始
 スタート・ゴール パルパーク神林(神林総合運動公園)
 参加資格 小学生以上の健康な人ならどなたでも参加できます。
 (保険証を必ず持参してください。コピー可)
 参加料 小・中学生、高校生 1,000円 一般 3,000円
 申込期限 7月28日(月)※当日消印有効
 申込方法 ・所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添えて
 申し込んでください。
 ・郵送で申し込む場合は、申込用紙と一緒に参加料を現金書留または郵便定額小為替にて送金してください。
 ※申込用紙は、神林農村環境改善センター・各地区体育館にあります。また、市ホームページ(トップページのイベント・募集)からダウンロードできます
 ※未成年者の場合は保護者の同意が必要です



昨年大会(第15回)の様子

種目

種目	部門
2 km	1 小学校1～6年生男子(1～3年生、4～6年生別)
	2 小学校1～6年生女子(1～3年生、4～6年生別)
3 km	3 中学生男子
	4 中学生・高校生・一般女子
5 km	5 一般男子(高校生含む)
	6 一般女子(高校生含む)
10km	7 一般男子(高校生含む)
	8 一般女子(高校生含む)

ボランティアも募集中

大会当日のボランティアにご参加していただける人を募集しています。

ご協力いただける人は、事務局までご連絡ください。

●問い合わせ・申し込み先 かみはやし穀菜マラソン事務局(神林総合体育館内) ☎66-8119

大人への第一歩を踏み出そう

平成26年度村上市成人式を開催します



昨年の成人式

と き 8月15日(金) 午前10時～
 ところ 市民ふれあいセンター
 対象 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれの人で、市内に住所を有する人、または市内出身者で就学および仕事などで住所を市外に移している人
 その他 対象者には、6月に案内を送付しました。案内がお手元に届いていない場合は、お問い合わせください



●問い合わせ
 生涯学習課社会教育推進室
 (マナボーテ村上内)
 ☎53-2446



成人式にあわせて 地元産業の魅力を発信

写真やパネルを展示したPRブースを開設します。気軽にお立ち寄りください。



わたしの

健康自慢

今回は、生活習慣病予防のために自主活動している「一歩の会」の参加者に話をお聞きました。

情報交換は、自分の生活習慣を見直す機会

平成18年に行われた糖尿病予防教室が終了し「せっかくだからもう少し勉強しよう」と声があがり、卒業生の有志で「一歩の会」が始まりました。

糖尿病に限らず「生活習慣病」は、毎



「一歩の会」の参加者
後列左から、阿部さん、中村さん、菅原さん
前列左から内山さん、東さん

●問い合わせ

保健医療課健康支援室

☎53-2111 (内線262、263)

日の生活の積み重ねで改善したり悪化したりします。この会ではウォーキングを行ったり、お弁当を持っていくことでお互いの栄養バランスを指摘しあっています。「お菓子を食べたら、何かを減らすようにする」「食べたら、歩くようにしている」など日頃工夫している事の情報交換をすることで、自分に甘くなりがちな生活習慣を見直す機会となっています。

「勉強をしないで好きなだけ食べていたら、今の自分はどうなっていたのだろうか?」と参加者の1人、菅原さん。

さまざまな健康情報が溢れています。生活習慣病予防の第一歩は病気の正しい理解です。

皆さんも、秋から始まるさまざまな健康教室に参加して、望ましい生活習慣について学んだり仲間づくりをしてみませんか。

空き家などの適正な管理をお願いします

～安心して暮らすために～

近年、高齢化や人口の減少により、空き家や手入れされていない空き地などが増加しています。空き家などが管理されずに放置されると、建築資材の飛散や建物の倒壊、草木の繁茂による害虫の発生、不審者の侵入による火災や犯罪が生じるおそれがあることから、市への相談が増えています。

このため市では、相談のあった空き家の所有者などに、適正な管理に努めていただくようお願いするとともに、緊急の場合でも対応できるように、地区の区長さん、近所の人、親戚や知人などに連絡先を伝えておくようお願いをしています。



空き家などについては、所有者などが定期的に様子を確認し、修繕や除草などの処置を講じていただく必要があります。また、自



分で管理できない場合は、業者に依頼するなど適正な管理をお願いします。
なお、「管理不全な空き家の所有者がわからず、連絡が取れない」など、困りの場合は、ご連絡をお願いします。

●問い合わせ 市民課生活人権室

☎53-2111

(内線292)



包括支援センターだより

村上版地域包括ケアシステムの構築に向けて
～地域の「絆」づくりは見守りから～



健康問題や認知症などにより医療や介護保険サービスによる支援が必要な状態にあるにもかかわらず、地域において孤立し、必要な支援を受けずに暮らす高齢者が存在します。

身近な地域の中で、お互いのさりげない見守りや気づかいで孤独死や虐待などの問題を早期に防ぐことができます。

高齢者見守りポイント

- 会話の最中に同じ話を何度もする
- 妄想があるようだ
- 近所で道に迷うようになった
- 最近、服装が乱れてきた（服装が汚くなってきた、毎日同じ服を着ている）
- 身だしなみが乱れてきた（髪の毛や髭の手入れがされていない、臭くなってきた）
- 歩く姿が危なっかしい・具合が悪そう
- 同じ洗濯物が何日も干しっぱなしになっている
- 夜に電気がつかない・昼間なのに電気がついたまま
- 新聞や郵便がポストにたまっている

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111内線365

介護者のつどい

地区	村上	荒川	朝日
と き	7月15日(火) 午後1時30分～3時30分	7月17日(木) 午前9時30分～11時30分	7月18日(金) 午後1時30分～3時30分
ところ	市役所本庁 相談室	荒川保健 センター	朝日保健 センター
対象者	市内在住の介護者		
参加費	100円		
申し込み	各開催日の3日前までにご連絡ください。		

見守りの中で、心配ごとが生じた場合は、ご相談ください



社会福祉士 八幡

平成25年度 情報公開および個人情報保護条例運用状況

平成25年度中に条例に基づいて行われた情報公開および個人情報開示等の請求件数や処理状況などを公表します。

■情報公開実施件数

情報公開請求件数	12件
(公開件数)	全部公開件数 4件
	一部公開件数 6件
(非公開件数)	非公開件数 1件
	不存在等件数 1件
不服申立件数	0件
審査会への諮問件数	0件
訴訟件数	0件
公文書公開申出件数	1件

■個人情報開示等件数

個人情報開示請求件数	8件
訂正および利用停止請求件数	0件
不服申立件数	4件
是正申出件数	0件
審査会への諮問件数	0件
訴訟件数	0件

※1件で複数文書の公開請求があったもののうち、文書ごとに「全部公開」「一部公開」「不存在等」など、処分が異なった場合は「一部公開」として計上しています

●問い合わせ 総務課総務・危機管理室 ☎53-2111(内線313)

咲かせよう！笑顔いっぱい、花いっぱい

5月30日(金) 市役所庁舎前



市役所本庁舎の前にある花壇で、村上地区まちづくり協議会、花ボランティアの会、村上EM研究協議会の人々と村上桜ヶ丘高校の生徒たちが、植栽活動を行いました。この日は天気もよく、各地で真夏日となる暑い日でしたが、みなさん一生懸命に花を植えていました。今後は、きれいな花で来庁者の笑顔も咲かせることでしょう。



2年生の生活科の授業では、相手を思いやる気持ちや協力し合う心を学ぶために口バの飼育を行います。この日は長野県のスエトシ牧場から来た口バの「ポコ」を歓迎するダンスを披露し、野菜をプレゼントしました。これから2年生と「ポコ」は故郷の良さを見つけるための街歩きや施設訪問を行う予定です。

みんなおいでよロバランド
6月2日(月) さんぽく南小学校

むらかみの話題

このコーナーは、市内の協働の取り組みや話題・活動などを紹介します。

村上神輿心粋會が主催する「村上駅前ばらちかん2014」が開催されました。神輿を担ぐ若い衆の威勢の良さに観客も大喜び。また、当日は駅前通りが歩行者天国になり、出店やフリーマーケットでにぎわっていました。



にぎわった駅前通り
6月1日(日) 村上駅前

「あらかわみらいファンド公開審査会」開催

5月25日(日) 荒川支所



自主的なまちづくり活動を応援する「あらかわみらいファンド助成事業」の公開審査会が開催され、荒川商工会青年部とカーリンコンあらかわの2団体が熱い思いを胸に発表に臨みました。

荒川商工会青年部は地域の飲食店などと連携した婚活事業を、カーリンコンあらかわは軽スポーツ「カーリンコン」を普及させ、世代を越えた仲間づくりと健康づくりに努めたいと訴えました。発表した両事業とも採択され、今後の活躍が期待されます。



本場のジャズを堪能

6月7日(土) パルパーク神林

市内で3回目となる米国空軍太平洋音楽隊「パンフィック・ショーケース」のジャズコンサートが開催されました。本格的なジャズの演奏に、来場した大人も子供も酔いしれ、リズムに合わせて手拍子を打ったり、体を揺らしたりして、コンサートを楽しんでいました。



ばんざい!



いつまでもお元気で

6月8日(日) 猿沢小学校体育館

長寿をお祝いしようと、「猿沢地区敬老会」が開催されました。猿沢地区公民館協議会が開催している恒例行事で、当日は、約150人が参加。式典では副市長をはじめ多くの来賓の方々が祝福の言葉を述べられました。

祝宴と共に行われた演芸披露では、檜原「大空会」による太鼓の演奏のほか、歌や踊りが披露されました。

会場にはたくさんの笑顔があふれ、旧知の仲間との再会を喜び合う姿が見られました。

ワンちゃんの魅力再発見!

「動物ふれあい教室」

6月6日(金) 塩野町小学校



この日、訪れたのは、「がんばるワン新発田」のボランティア7人に盲導犬1頭とボランティアの愛犬6頭。同団体は、県内で新発田市以北を中心に、動物とのふれあいを通じて愛護の気持ちを育む活動に取り組んでいます。

参加者は、動物との上手な接し方や愛情をもって接することの大切さを教わった後、実際に犬たちとふれあいました。会場には笑顔があふれ、参加者と犬たちとの心の距離が縮まったようでした。



6月8日(日) ゆり花会館

産業と福祉が広げる地域の輪

地域の産業と福祉を盛り上げる「さんぽく福祉まつり」と「さんぽく福祉まつり」が同時開催され、1200人の来場者で賑わいました。訪れた人たちは、さまざまなアトラクションを楽しみ、各店に並んだ海の幸や山の幸を買い求めました。「さんぽく軽トラ市」についてはこれから10月まで毎月1回開催し、「山北の魅力」を発信していく予定です。

市民憲章に思いを込めて

●問い合わせ 政策推進課企画政策室

☎53-2111 (内線531)

市民憲章唱和文 はぐくもう 愛と思いやりのこころを つくろう 創意に満ちた明るい未来を
ひろげよう 伝統と文化 学びのすばらしさを 私たちは元気あふれるまちを目指します



笹川流れの岩ゆり

村上市民憲章は、飾り物ではなく市民のそばで寄り添う存在であってほしいと思い、世代・地域・時代に関係のない普遍的な言葉を使用しました。ぜひ、いろいろな場面で声を出して市民憲章を唱和していただきたいと思います。

合併5周年を迎えた昨春、私たちの市民憲章づくりが始まりました。活動する分野の違う14人の委員の意見は多種多様で、広大な『村上市』であるがゆえの面白さを感じました。会議で出されたさまざまな意見を基に素案をつくり、審議会で検討を重ねました。時には、時間を過ぎて一言一句に至るまで話し合いを続けました。固有名詞をあえて使わず、誰もが心に思う自分の『ふるさと村上』をイメージできることを大事にしながらか議論を重ねました。

11月の答申の際、事務局がこの論議のまとめとして用意した村上の情景や人々を写した映像集は、市民憲章の一語一語を優しく形容し、『ふるさと村上』の良さを再認識させるものでした。

村上市市民憲章等審議会委員 本間てるみ

『世代・地域・時代をこえて
唱和されるものを』

図書館ひろば

村上市立中央図書館 ☎53-7511

【中央図書館新着図書】

- ◆ 平凡(角田光代)
- ◆ 瓜子姫の艶文(坂東眞砂子)
- ◆ 夜は終わらない(星野智幸)
- ◆ 下戸は勘定に入れません(西澤保彦)
- ◆ ホリデー・イン(坂本司)
- ◆ 八月の六日間(北村薫)
- ◆ いきいき96歳!(吉沢久子)
- ◆ 快読『赤毛のアン』(菱田信彦)
- ◆ 野垂れ死にの覚悟(曾野綾子・近藤誠)
- ◆ 大人のプレスレット・スタイル(日本文芸社)
- ◆ 1日で完成!麻ひもバッグ(辰巳出版)
- ◆ コウケンテツのおやこ食堂(コウケンテツ)
- ◆ 写真集(フォトブック)のつくり方(丹野清志)
- ◆ 国民気質で観るサッカーW杯(片野優・須貝典子)
- ◆ 日野原新老人野球団(黒井克行)
- ◆ 女を観る歌舞伎(酒井順子)

君の挑戦を待ってるよ!

夏休み読書スタンプラリー めざせ!図書館博士!

今年も読書スタンプラリーを行います。

図書館で本を借りてエントリーシートにサケリンのシールを集めると、図書館博士の認定証がもらえます。この夏、図書館博士に挑戦しよう!

★期 間 7月5日(土)~8月31日(日)

★対 象 小学生

★場 所 中央図書館、朝日図書館、移動図書館車

- 14歳からわかる生命倫理(雨宮処凛)
- メランコリー・サガ(ひこ田中)
- 夏の朝(本田昌子)
- ユッキーとともに(最上一平)
- 飛べ!風のブーメラン(山口理)
- 魔女のお店(ルース・チュウ)
- いろいろいのほん(エルヴェ・テュレ)

◆…一般書 ○…児童書

◆中央図書館7月の休館日◆

月曜日 7日、14日、28日

第2金曜日(館内整理日) 11日

祝日振替休館日 22日

※中央図書館の開館時間

火曜~金曜 午前9時から午後7時まで

土・日・祝日 午前9時から午後5時まで

○おたんじょう

氏名(ふりがな)	届出人	町内会名または住所	氏名(ふりがな)	届出人	町内会名または住所
村上地区			神林地区		
まなみ	服 部	滋 新町	隼人(はやと)	渡 邊 敏 行 田島	
莉菜(りな)	大 滝 治 夫 塩町		奏汰(そうた)	加 藤 徹 也 坂町	
菜広(まひろ)	八木田 雅 夫 松原町四丁目		朝日地区		
心路(こころ)	海 沼 博 下相川		祐希(ゆうき)	板 垣 正 輝 上中島	
結月(ゆづき)	大 滝 隆 幸 南町二丁目		蓮雄(れお)	中 山 樹 雄 大須戸	
貴章(きしょう)	田 村 竜 也 上相川		悠琉(はる)	菅 原 和 樹 早稲田	
珠応(すおう)	岡 田 茂 樹 学校町		優陽(ゆうひ)	丹 大 輔 布部	
愛々(らら)	鈴 木 歩 大月		陽茉莉(ひまり)	横 山 敏 朗 関口	
琥太郎(こたろう)	石 附 剛 瀬波新田町		颯希(さつき)	丹 田 智 朗 布部	
さゆり	高 橋 淳 早川		暁人(あきと)	加 藤 史 一 大須戸	
梨旺(りお)	五十嵐 一 昭 下相川		桜介(おうすけ)	福 山 収 岩沢	
皇生(こうせい)	成 田 伸 也 仲間町		山北地区		
翔也(しょうや)	加 藤 拓 巳 片町		虎輝(たいが)	富 樫 魁 斗 寝屋	
南美(みなみ)	宮 村 良 太 岩船岸見寺町		海咲(みさき)	橋 本 孝 幸 府屋本町	
飛喜(とき)	五十嵐 祐 太 小町		莉央奈(りおな)	渡 辺 智 脇川	
高舞(こうぶ)	大 滝 高 広 上片町				
結生(ゆう)	菅 井 雄 司 浜新田				
陽菜(ひな)	井 上 和 哉 瀬波中町				
奏太(かなた)	相 馬 崇 一 瀬波上町				
暖人(はるひと)	原 田 雄 一 山辺里				
荒川地区					
春樹(はるき)	渡 邊 義 則 佐々木				
未央菜(みおな)	金 子 和 広 佐々木				

●おくやみ

氏名	年齢	町内会名または住所	氏名	年齢	町内会名または住所	氏名	年齢	町内会名または住所
村上地区			荒川地区			朝日地区		
五十嵐 五 郎	94	下渡	阿 部 岩 雄	70	春木山	本 保 利	92	大場沢
小 田 シズエ	91	山辺里	小 川 清 吉	87	海老江	中 山 ト エ	88	笹平
船 山 新一	82	岩船新田町	川 村 ミ ツ	88	海老江	木ノ瀬 ナホイ	86	新屋
高 橋 賢 一	90	二之町	近 ヒ デ	80	下鍛冶屋	菅 井 イワノ	85	古渡路
松 本 恭 子	78	長井町	熊 倉 ハ ル	92	山口	大 滝 イ ト	94	宮ノ下
鈴 木 省	84	岩船横新町	高 橋 善 子	62	名割	本 保 ヨシ子	86	大場沢
山 田 トキ子	75	門前	高 井 上 修 一	84	山口	石 栗 孝 作	84	石住
瀬 賀 秀 雄	67	下相川	小 川 喜 藏	65	海老江	鈴 木 ミエ子	83	猿沢
齋 藤 ト ヨ	91	安良町	寺 社 ハ ツ	91	坂町	板 垣 金次郎	89	猿沢
富 樫 修 一	63	泉町	小 林 弘	76	海老江	齋 藤 一 郎	60	寺尾
佐々木 明	59	滝の前	高 橋 チ イ	95	名割	菅 原 トミイ	84	蒲萄
中 村 美 和	43	緑町二丁目	須 貝 和 榮子	93	大津	中 山 ヨ キ	102	大須戸
大 山 シ ヅ	89	山居町二丁目	田 中 タミイ	94	荒屋	山北地区		
瀬 賀 昇	77	瀬波上町	近 藤 清 明	49	金屋	酒 井 十 平	82	勝木
鈴 木 ツ タ	93	飯野一丁目	神林地区			渡 辺 俊 雄	67	大谷沢
伊 藤 一 憲	51	三面	鈴 木 利 雄	76	指合	大 平 健 市	55	板屋沢
富 樫 力	69	間島	高 橋 ケイ子	77	岩野沢	大 富 樫 タケノ	93	府屋駅前通
須 貝 久	81	岩ヶ崎	小 池 長 三	84	平林	平 方 論	85	岩石
小 野 鉦 一	89	安良町	阿 部 キ ヨ	92	松沢	佐 藤 トヨ子	88	立島
石 井 正 次	88	大欠	近 タミイ	90	桃川	本 間 新 作	78	温出
久津美 友 博	26	瀬波上町	高 橋 ナ カ	82	葛籠山	渡 辺 平 一	79	府屋学校町
工 藤 光 代	86	八日市				大 滝 源 司	88	寒川
高 坂 ア キ	95	岩船新田町				阿 部 津 子	90	小俣
熊 倉 春 男	79	三之町						

※5月11日から6月10日までの届け出です(敬称略)※保護者やご遺族などの了解を得て掲載しています

人口と世帯数(6月1日現在)
()内は前月比

人口 31,171人(△31) 33,867人(△30) 計65,038人(△61) 23,025世帯(△9)

8月1日号 次号予告

【特集】



村上水産物の魅力を発信！
『越後むらかみFOOD(風土)プライド』とは？

【新コーナー】

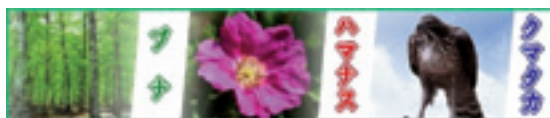
市報の紙面をにぎわす「カットモデル」が登場！次回からこのスペースを占拠する？魅力あるキッズモデルを紹介

【記事】

- ・医療費の現状を大分析！
- ・災害は忘れたころにやってくる「市民みんなで防災訓練」
- ・総合型地域スポーツクラブ 紹介第2弾

今月号から、市内の話題・活動を紹介している「むらかみの話題」(P16～17)のコーナーから選りすぐりの1枚をカラーで紹介します。

市の木・花・鳥(平成23年1月20日制定)



むらかみ情報ねっと

メールでいつでもどこでも情報をキャッチ！

<http://www.city.murakami.lg.jp/mobile/mailmaga/>

右のQRコードで読み取るだけで簡単アクセス



編集後記

▶今月号からカラー紙面を有効に利用しようと、レイアウトを変更しました。また、本文では、積極的に職員の顔を登場させた作りにはしましたが、いかがだったでしょうか。ぜひ、皆さんからのご意見ご感想をお聞かせください。これからも充実した紙面づくりを目指していきますので、よろしく願いいたします。⑩

今回は、村上地区です

わが家の



中山 彰さん(父) 天神岡

千恵さん(母)

嘉桜ちゃん(3歳)

愛心ちゃん(1歳)



最近の愛心はお姉ちゃんが食べている物を欲しがったり、何でもまねをしたりと、とても活発な女の子です。7か月後半からつかまり立ちをして、10か月では何も無いところで立ち、お姉ちゃん同様1歳前には歩き出しました。

2人ともお互いが大好きで常にくっついて遊んでいます。時にはおもちゃの取り合いになったりして泣いていますが、姉妹で笑っている姿を見ると微笑ましくなります。

これからも2人の成長が楽しみです。

むらかみの話題ワンモアショット!



白砂青松で初夏を迎える ～お幕場茶会～

5月25日(日) お幕場森林公園

村上市の初夏を迎えるイベント「お幕場茶会」が開催されました。当日は4つの茶席が設けられ、5月のさわやかな日が差し込む松林の中、1500人の来場者がお茶を楽しみました。